

部位	対象	対象外
共通	○内装は基本的に対象外。(例外対象は下記口) ○修理に伴う撤去 □構造修理や設備取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修。	●内装は基本的に対象外。 ●災害が原因ではない破損個所の修理 ●解体工事のみ ●洗浄・消毒等
屋根	○壊れた屋根の補修(屋根の葺き材の変更も対象) ○工事に必要な付帯仮設工事等も対象	●経年劣化による雨漏り等
構造部材	○傾いた柱の家起こし ○筋交の取替、耐震合板の打付等 ○破損した柱梁等の構造部材の取替 □柱修理等に必要な内装の修理(復旧)は対象	
外壁	○壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。) □外壁の修理とともに内壁側の壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象 ○外壁断熱材(断熱材の吸水膨張による取替え等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。	●内壁側の仕上げのみの修理 ●洗浄・消毒
床	○応急修理の対象範囲は日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。 例:床組(根太、大引等) 又は 下地板(合板、座板) が壊れている、吸水による変形、床下の破損がある修繕 ○壊れた床の補修 □床の補修と併せて行わざるを得ない仕上げ材(一般的なもの)、畳の補修復旧も対象。	●洗浄・消毒、防蟻処置、等 ●仕上げ材のみ(フローリング、クッションフロア)が吸水による変形の修繕 ●畳のみの交換
壁	○壁の構造部材(柱・はり または 構造用合板が壊れている修繕 □柱・梁は構造材のみ 壁は外壁部分及び耐力壁のみ 柱修理等と併せて行う内装の修理は対象 ○土壁についても外壁部分及び耐力壁のみ	●クロスのみ剥がれているものの張替 ●耐力壁ではない内壁の下地板(PB、合板)、仕上げ材(プリント合板など)が吸水により変形、湿気・悪臭・汚損している修繕
天井	○日常生活に欠くことができない居間、台所、トイレ、風呂等における天井の落下、ずれ、たわみの損傷箇所 (漏水が原因のたわみは落下の危険がある場合に限る。)	●汚れによる交換
建具	○外部に面する壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む) □	●内部建具 ●洗浄
上下水道	○上下水道配管の水漏れ部分の補修 □配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む	
浄化槽	○浄化槽(プロアー含む)が壊れたことによる交換 ※破損箇所のみ	
電気	○電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)	
ガス	○ガス給湯器、電気温水器が壊れたことによる交換(原則として部品交換による修理)	
造付け家具	対象外	●押入れ内の棚板、内壁(コンパネ)の張替
設備	○キッチンが破損したことによる交換 ○電話設備の損傷部分	●キッチンの扉、棚板の吸水による変形の修繕
給排気	○壊れた給排気設備の取替	
衛生設備	○洗面化粧台(洗面ボウルのみ対象)が破損したことによる交換 ※破損箇所の修理のみ ○壊れた便器の交換(便器はロータンクを含む) ○従前復旧となる洗浄機能一体型の便器の交換 (図面や写真等で従前から有ると確認可のもの)	●洗面化粧台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕 ●一般の便器から洗浄機能一体型の便器の交換
エアコン	対象外	
家具・家電	対象外	